

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

牧之原市長 杉本 基久雄

市町村名 (市町村コード)	牧之原市 (222267)
地域名 (地域内農業集落名)	勝間田地区 (中、勝間上・下、切山中・下、勝田上・下、三栗、朝生)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、勝間田川流域の平野部と牧之原台地の裾野部からなり、平野部では二毛作など水田の高度利用地域として、夏季の水稻と冬季のレタス等の露地野菜が盛んに行われ、台地では基幹作物の茶が広く生産されている。
また、富士山静岡空港の建設に伴い、空港代替地として農地造成基盤整事業も実施されており、地域全体として、茶とみかんが多く栽培されている。
茶園では、一部基盤整備による集積が進みつつある半面、台地に至るまでの傾斜地の茶園では荒廃化が進行しており、地形的に茶以外の作物への転換も難しい状況となっている。また、水田は概ね圃場整備や用排水路の整備がされているが、経年による老朽化が著しく、区画や耕作者が曖昧になっている現状があり、今後、中心経営体への更なる農地の集積・集約を進めていくために、地域計画の策定による耕作者の整理や改良等の検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基幹作物である茶においては、農地の集積・集約を行い、乗用型摘採機での作業が可能となるよう取り組むとともに、消費者のニーズに合わせた茶の生産、製造が求められる。また、茶業の効率化を図りつつ、昨今の茶価の低迷により、茶以外の作物の複合経営へ移行していく必要がある。
水田については、冬場のレタス栽培が盛んなことから、大都市圏への販路拡大、出荷体制の整備が求められる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	235 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	230 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後10年において、中心経営体を主とした担い手が最低限残したい農地を区域として設定する。
各種補助事業受益地については区域に設定している。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田利用は、中心経営体の耕作地マップを作成し、視覚化して経営体同士での耕作地についての話し合いを行い、可能な部分から、農地の集積・集約を推進する。茶園については、地区内の農業法人を中心に自園自製の生産者とともに、農地の集約、管理の効率化を図るための基盤整備を農業者自ら検討していく。一部農地では、地区内の共同茶工場を中心とした集落営農の形態での農業が営まれている。担い手の高齢化に伴い、共同管理の拡大を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
経営の拡大を図る中心経営体の認定農業者や法人に対し、農地中間管理機構を活用して、農地の流動化を促進する。将来的に中心経営体が営農継続が困難になった場合には、農地が荒廃化する前に農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し替えを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、茶園や水田の大区画化や既存の老朽化した用排水路等の更新を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農業者後継者が育つ環境を作るとともに、地域内外から意欲的な経営体を募り、地域農業の担い手として育成していく。その際には、地域、JAハイナン、市、農林事務所等、相談から定着まで切れ目のない支援に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる業務委託について、JAハイナンや最寄りの法人、企業等への委託も協議・検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①【鳥獣被害防止対策の取組方針】

有害鳥獣対策については、地元猟友会と協力して駆除を進めるとともに、国や市の補助制度を活用し、電気柵の設置などによる防除に努める。

⑦【保全・管理等】

良好な営農環境を維持するため、中山間地域等直接支払交付金事業による傾斜地農地の保全や多面的機能支払交付金制度を活用した「勝間上環境保全組合」、「中みのり会」を中心に農地の保全管理に取り組むとともに、認定農業者等の地域農業者の意識を高める。